

子ども家庭支援員（会計年度任用職員・パートタイム）募集要項

1 募集区分・募集人数

- （１）募集区分 子ども家庭支援員（会計年度任用職員・パートタイム）
- （２）募集人数 １人

2 勤務場所

守山市役所子育て応援室
転勤の可能性：なし

3 業務内容

- ・子育ての不安や悩みに関する相談支援業務
- ・児童虐待に関する相談支援業務
- ・電話・面接・家庭訪問、関係機関との連絡調整、情報収集・記録等付随する業務
- ・その他所属長の定める事項に関する業務

4 資格要件

- （１）年齢 問いません
- （２）資格 次の①～③の要件を満たす人
 - ① 別表に定めるいずれかの資格に該当する方
 - ② 普通自動車運転免許を有する人
 - ③ パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人

5 勤務条件

- （１）任用期間 令和８年４月１日から令和９年３月３１日（１年）
（任用期間内の勤務成績が良好である場合は４回に限り、再度任用の可能性あり）
- （２）勤務日数・時間 週４日 午前８時３０分～午後５時１５分（時間外あり）
- （３）報酬・手当 月額 201,344 円※１年目の報酬額
賞与（期末手当＋勤勉手当）
１年目：3.0225 月分 ２年目以降：4.65 月分（予定）
※採用日および人事評価等によって支給月数は変動します。
※給料等は、今後の制度改正に伴い変更となる可能性があります。
費用弁償
- （４）休暇等 土・日曜日、祝日、年末年始
年次有給休暇、夏季休暇、忌引き ほか

(5) 健康保険等 滋賀県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険

(6) 通勤手当 マイカー通勤で駐車場を利用される場合、駐車場についてはご自身で手配していただきます。(駐車場の利用に対する補助制度創設の予定あり。)

(7) 退職等 ①任用期間が満了した場合

②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。

- ・勤務実績が良くない場合
- ・心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- ・会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合
- ・制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月(毎年度。正式採用しない場合、解雇予告の対象)

7 服務 地方公務員法が適用されます。(業務上知り得たことについての守秘義務等)

8 試験日程等

(1) 試験 作文・面接試験

(2) 日時・場所

令和8年2月10日(火)13時30分～(受付:13時～)

守山市役所4階 協議室4A、4B

(3) 持ち物

試験当日に履歴書(写真貼付)、筆記用具、運転免許証、資格・免許証の原本または実務経験の証明書類、紹介状(ハローワークでの申込の方のみ)を持参

(4) 採用の決定

試験日から7日以内に文書で通知

9 申込方法等

次のいずれかの方法で申し込み

- ・子育て応援室へ電話または直接申し込み
- ・公共職業安定所に申し込み。(交付された紹介状を試験日当日に持参)

申込期限 令和8年2月9日(月)執務時間中(土・日曜日、祝日除く)

10 問い合わせ

子育て応援室 電話:582-1159 FAX:077-582-1138

メール:kodomokateisoudan@city.moriyama.lg.jp

(別表)「子ども家庭支援員(虐待対応専門員)」の資格等

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 公認心理師
- (7) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 社会福祉士となる資格を有する者((4)に規定する者を除く。)
- (12) 精神保健福祉士となる資格を有する者((5)に規定する者を除く。)
- (13) 保健師
- (14) 助産師
- (15) 看護師
- (16) 保育士
- (17) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- (18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を終了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者((18)に規定する者を除く。)
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員